

令和6年度 部活動の方針・課外活動の方針

上松町立上松中学校

目標

- 共通の興味・関心をもつ生徒によって組織され、個々の能力を伸ばす。
- 意欲的・継続的な活動によって、体力と技能の向上を図る。
- 活動を通じて、挨拶、助け合い・追求などの面から人間形成を図る。

運営方針

○休養日の設定

- ・平日：月曜日朝（朝は生徒の自主活動）、水曜日放課後は休養日。
- ・休日：大会等参加のため、土日に部活動を実施した場合は、その翌週の土日の活動は行わない。
- ・テスト3日前：部活動の活動は行わない。

○活動時間

- ・放課後：下校後～17:45（4～9月）、17:15（～10月中旬、2月上旬～3月）、16:45（10月下旬～11月中旬、1月下旬）活動なし（11月中旬～1月中旬）
- ・休日：大会前を中心に年間7日間以内。1日3時間以内。
- ・朝：7:30～8:00 生徒個人の自主活動の実施可。参加を強要しない。

○長期休業中の活動方針

- ・平日に実施し、活動時間は3時間以内とする。
- ・活動日数は、長期休業日数の1/3以内とし、連続した休養日を必ず設ける。週休日以外。
- ・冬期間はオフシーズンとし、家庭で過ごす時間を大切にできるようにする。

○大会への参加方針

- ・原則として、中学校体育連盟、中学生吹奏楽連盟主催の大会に参加し、職員が引率する。
- ・その他の団体主催の大会は、社会活動として参加し、保護者の協力のもと社会活動指導者が引率し、保護者の送迎を原則とする。

○社会活動指導者・保護者参加の、課外活動や部活動運営に係る協議の場の設営

- ・毎年5月・10月・2月に「社会活動関係者会議」を開催する。学校からは部活動の基本方針を伝えとともに、社会活動の確認事項についての共通理解を図る。

○地域の社会活動との連携と地域移行の推進

- ・上松町総合型地域スポーツクラブ「木曽ひのきっ子ゆうゆうクラブ」と連携。クラブに加入していない生徒の社会体育への参加は認められない。
- ・「ゆうゆうクラブ」を受け皿とした部活動の地域移行について検討、推進を図っていく。

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた取組

○顧問が不在となる場合は、原則として該当する部の活動は行わない。（部活動指導員は、顧問と同様の指導・引率が可能）

○社会活動の際は、社会活動指導者が指導を行い、顧問は活動に参加しない。

○部活動顧問と社会活動指導者との間で、連絡を密に取り合い、生徒に過度な負担をかけないようにする。

○前年度のうちに、休日部活動の実施日（すべての部の活動日数を統一）を計画し、その計画に沿って活動を行う。また、翌年度の休日部活動の実施日については、「休日の部活動の段階的な地域移行」を踏まえ、2月の「社会活動関係者会議」内で社会活動指導者との共通理解を図り、協力を依頼する。